



国港総第 164 号
平成 25 年 6 月 28 日

殿

国土交通省港湾局総務課長



公有水面埋立法第 27 条第 3 項及び第 29 条第 3 項並びに港湾法第 58 条第 3 項に
基づく大臣協議に係る標準処理期間の設定について

日頃より、当課の事務の遂行にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、平成 25 年 3 月 12 日閣議決定の「義務付け・枠付けの第 4 次見直しについて」において「港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する港湾管理者の国土交通大臣への協議（公有水面埋立法 27 条 3 項、29 条 3 項）については、当該協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、処分に係る公募開始前の包括事前協議ができることを明確化する等の協議に関するガイドラインを作成する。」と、また、「港湾区域内の埋立地における権利移転等の制限期間（公有水面埋立法 27 条 1 項、29 条 1 項）を短縮する特例措置に係る告示に関する港湾管理者の国土交通大臣への協議（港湾法 58 条 3 項）については、当該協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、協議に関するガイドラインを作成する。」とされたところです。

このため、港湾区域内の埋立地に係る公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 27 条第 3 項及び第 29 条第 3 項並びに港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 58 条第 3 項に基づく大臣協議に係る標準的な期間（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 250 条の 3 に規定する標準処理期間）については、1 月とすることとしましたので通知します。

また、大臣協議に係る事前調整の処理期間の目安は、おおむね 3 月とします。なお、事前調整については、別途事務連絡によりお知らせするガイドラインに従い協議書等の案を作成願います。

なお、貴管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨周知をお願いします。